

旭医大達第77号  
令和元年8月7日

国立大学法人旭川医科大学インスティテューショナル・リサーチ室規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

国立大学法人旭川医科大学インスティテューショナル・リサーチ室規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学インスティテューショナル・リサーチ室規程（平成28年旭医大達第17号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第4条（略） （庶務） 第5条 IR室の庶務は、総務部企画評価課が行う。 第6条（略） <u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p><b>【改正理由】</b> 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第4条（略） （庶務） 第5条 IR室の庶務は、総務部企画<b>広報</b>評価課が行う。 第6条（略）</p>